

令和元年度以前から貸与を受けた方用

— 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金を
借り受けた卒業生のみなさんへ —

修学資金の手引き

群馬県

(群馬県健康福祉部医務課)

令和3年12月作成

《修学生の皆様へ》

この修学資金は、不足している看護職員を確保するため群馬県民の税金を財源として修学生へ貸与する制度です。

制度の目的を理解し、修学生としての自覚を忘れることなく、必要な手続を忘れずに行ってください。

修学生の皆さんのが群馬県の医療の担い手として末永く御活躍されることを期待しています。



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」

《修学生控》

氏名			
養成施設名			
貸与決定番号	令和 年度	第 号	
	令和 年度	第 号	
	令和 年度	第 号	
	令和 年度	第 号	
貸与期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月		
貸与金額	円		
連帯保証人	氏名		
	住所		
	電話番号		
	氏名		
	住所		
	電話番号		

※ 修学資金の返還免除、又は返還の申請の際に必要となる項目です。
必ず記入し、忘れないように注意してください。

目 次

I	修学資金を借り受けたみなさんへ	1 頁
○	別表 1 返還免除対象施設	2 頁
○	別表 2 各種申請・届出モデル表	3 頁
○	別表 3 看護師等修学資金の主書類要提出書類一覧	4 頁
II	手続きについて	
○	基本的な届出	6 頁
1	返還債務の免除	7 頁
(1)	返還債務の全額免除	
(2)	返還債務の一部免除	
2	返還	10 頁
3	返還猶予	11 頁
(1)	当然猶予	
(2)	裁量猶予（やむを得ない理由があるとき）	
(3)	裁量猶予（業務に従事しているとき）	
4	2種類以上の修学資金の貸与を受けた場合について	14 頁
○	条例・施行規則	17 頁
1	群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例	
2	群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則	
○	届出・申請様式	
1	届出用紙記入例	
2	届出・申請様式	

【用語の説明】

債務（さいむ）とは… 特定人（債務者）が他の特定人（債権者）に対して、一定の行為（給付）をすることを内容とする義務。

この手引きでは、「修学資金を借りた者（修学生）が貸した者（群馬県）に対して、その返還をしなければならない義務」を言います。

猶予（ゆうよ）とは… 実行の期日を延ばすこと。また、延期を認めること。

この手引きでは、「修学資金の返還を延期すること」を言います。

猶予が認められる例として、看護職員養成施設への進学、病気、出産・育児、育児休業などがあります。

履行（りこう）とは… 債務者が債務の内容である給付を実現すること。

この手引きでは、「修学生が修学資金を返還すること」を言います。

履行期（りこうき）とは… 履行しなければならない期日。

この手引きでは、「修学生が修学資金を返還しなければならない期日」を言います。

例えば、月額36,000円の修学資金を借り受けた者に返還理由が生じた場合、1か月ごとに36,000円を払わなければならない期日がきます。以降、返還が終了するまで毎月続きます。

業務（ぎょうむ）とは… 継続して行われる職業上の仕事。

この手引きでは、別表第1に掲げる返還免除対象施設において、正規職員又は非正規職員（週30時間以上勤務の場合に限る。）として看護の仕事を行うことを言います。

I 修学資金を借り受けたみなさんへ

この修学資金は、群馬県内の一定施設において就業する保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保定着を図るため、群馬県が「群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）」に基づいて、群馬県内の看護職員を養成する学校養成所（以下「学校養成所」という。）の学生で、卒業後、県内の一定施設において、看護職員の業務に従事しようとする学生に対し、学資として貸与するものです。

したがって、修学資金を借り受けたみなさん（以下「修学生」という。）は、卒業後も、条例及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき各種の届出、申請等の手続を行わなければなりません。この届出、申請等の例をあげると「免許取得届」、「業務開始届」、「就業状況届」、「氏名・本籍・住所・就業先変更届」、「修学資金返還債務免除申請書（在職期間証明書添付）」、「返還計画書」などがあります。

注意していただきたいのは、群馬県内の一定施設において長期間看護職員の業務に従事したからといって、必要な届出、申請等の手続を行わなければ、債務（群馬県から借り受けたお金を返す義務）は消滅しないということです。

修学生は、各種届出、申請書等の提出を必ず行ってください。届出を行わない場合、返還免除対象施設に就業中でも一括返還を求める場合があります。

また、返還免除条件を満たさないとき（卒業後直ちに就業しなかったとき、県内の一定施設で定められた期間以上継続して看護業務に従事しなかったときなど）には、「返還計画書」を提出し、借り受けた修学資金を返還しなければなりませんのでご注意ください。

「返還計画書」を提出しない場合には、一括返還を求める場合があります。

また、返還が滞ったりした場合は、延滞利息が発生したり、連帯保証人に迷惑がかかることになります。

修学資金の届出、申請等は多種のものがあります。この「手引き」は、卒業後修学資金の返還を免除されるか、または返還を完了するまでの長期間にわたり必要となる諸手続について説明しておりますから、大切に保管し、この内容をよく理解して、手続を忘れずに行ってください。（さらに詳しくは、『群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例』、『群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則』（17頁～24頁）を参照してください。）

不明な点については、下記へご相談ください。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県健康福祉部医務課看護係 修学資金担当
電話 027-226-2538

《別表1》

返還免除対象施設

卒業後、1年内に免許を取得し、5年間看護職員の業務に従事することにより免除となる県内の施設

- 1 病床数が200床未満の病院
- 2 精神病床数が80%以上の病院
- 3 国立ハンセン病療養所
- 4 診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- 7 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設
- 8 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- 9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 10 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 11 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護の事業を行う事業所（同法第41条第1項本文の指定を受けているものに限る。）（訪問看護事業所）
- 12 地域保健法第21条第2項第1号に定める特定町村（保健師に限る。）

ただし、「看護職員が特に不足していると知事が認める地域」における上記の施設に勤務した場合は3年間で免除となる。

看護職員が特に不足していると知事が認める地域

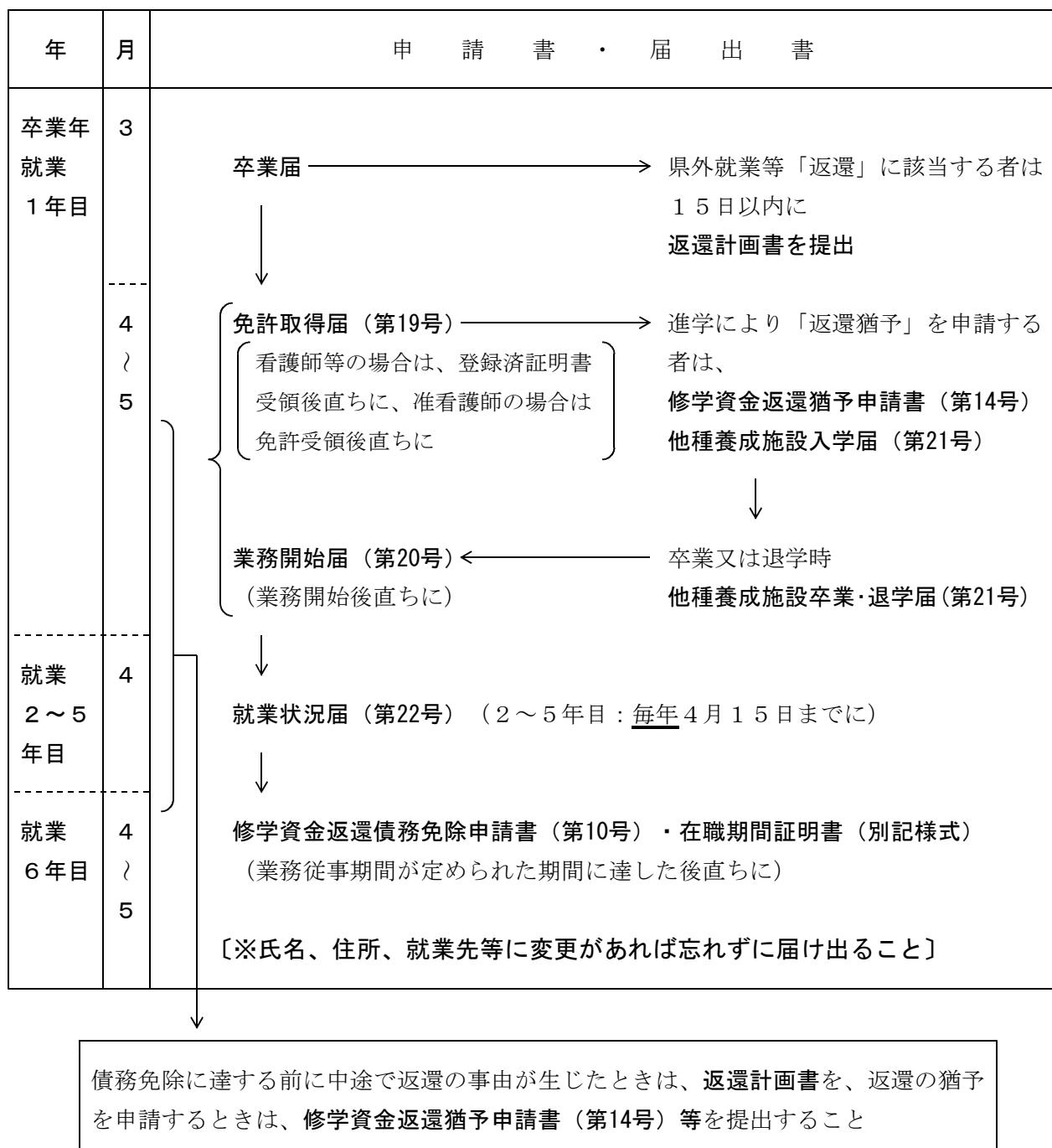
- 藤岡保健医療圏 （藤岡市、多野郡上野村、同神流町）
- 吾妻保健医療圏 （吾妻郡中之条町、同長野原町、同嬬恋村、同草津町、同高山村、同東吾妻町）
- 沼田保健医療圏 （沼田市、利根郡片品村、同川場村、同昭和村、同みなかみ町）

(注意)

- 1 返還免除対象施設は、固定したものではありません。病床数の増減等により、現在は返還免除対象施設であっても今後返還免除対象施設ではなくなる可能性があります。
- 2 返還免除対象施設であるか否かは、「修学資金上の業務開始時点（当該学校養成所を卒業後、看護職員の業務を開始したとき）」において返還免除対象施設であるか否かにより判断します。
- 3 同一法人で免除対象施設と免除対象外施設を運営している場合があります。免除対象外施設に配属（異動）された場合は、その時点で修学資金を返還しなければなりません。
- 4 就職に際しては、就職先の施設が上記に該当する施設かよく確認してください。もし不明の場合は、群馬県健康福祉部医務課看護係までお問い合わせください。

『別表2』

各種申請・届出モデル表（参考）



（注）上記の表は、モデルケースを示したものですから、全ての人にはまるとは限りません。これを参考として適切な時期にそれぞれの申請書又は届出書の提出を行ってください。

『別表3』 看護師等修学資金の主要提出書類一覧

手続きが必要な事項	提出する時期	提出書類	参照ページ・項目
退学したとき	退学した日から 15日以内に	・「退学届」(様式17号) ・「返還計画書」(注3)	P.10 「2 返還」
卒業したとき	直ちに	・「卒業届」(様式17号)	
免許を取得したとき	直ちに	・「免許取得届」(様式19号) ・免許証又は登録済証明書の写し	
免許取得後直ちに別表1に掲げる施設において業務を開始したとき	直ちに	・「業務開始届」(様式20号)	
就業しているとき	毎年4月15日 までに	・「就業状況届」(様式22号)	
進学したとき	直ちに	・「他種養成施設入学届」 (様式21号)	
進学先を退学又は卒業したとき	直ちに	・「他種養成施設退学・卒業届」 (様式21号)	
進学により返還の猶予を申請するとき	直ちに	・「修学資金返還猶予申請書」 (様式14号) ・「他種養成施設入学届」 (様式21号) ・在学証明書 (入学後1か月以上経過してから申請する場合は提出のこと)	P.11 「(1) 当然猶予」
進学以外の理由により返還の猶予を申請するとき 〔疾病、出産・育児、 求職中〕	直ちに	・「修学資金返還猶予申請書」 (様式14号) ・猶予に該当する事実を証明する書類	P.11 「(2) 裁量猶予」
卒業後1年内に免許を取得できなかつたとき (卒業年度の試験に不合格だったとき)	該当事実が生じた日から15日以内に	・「返還計画書」(注3)	P.10 「2 返還」
免許取得後直ちに別表1に掲げる施設において業務を開始しなかったとき	該当事実が生じた日から15日以内に		

手続きが必要な事項	提出する時期	提出書類		参照ページ・項目
中途で業務を廃止した（退職した）とき	該当事実が生じた日から15日以内に	全額返還の場合	・「返還計画書」 (注3)	P.10「2　返還」
		一部免除・一部返還の場合	・「返還計画書」 (注3) ・「修学資金返還債務免除申請書」 (様式10号) ・「在職期間証明書」	P.8 「(2)　返還債務の一部免除又は全部の免除（裁量免除）」
返還債務の免除の要件を満たしたとき	直ちに	・「修学資金返還債務免除申請書」 (様式10号) ・「在職期間証明書」		P.7 「(1)　全額の返還債務の免除（当然免除）」
氏名、本籍、住所を変更したとき	直ちに	・「氏名・本籍・住所変更届」 (様式16号)		
就業先を変更したとき	直ちに	・「就業先変更届」(様式16号) ・旧就業先の「在職期間証明書」 ・新就業先の「業務開始届」 (様式20号)		
保証人の氏名、住所を変更したとき	直ちに	・「保証人の氏名・住所・職業変更届」(様式18号)		
保証人が死亡したとき、保証人を変更しようとするとき	直ちに	・「保証人変更願」(様式4号)		

注1) 2種類以上の修学資金の貸与を受けた方（例 準看護師修学資金と看護師修学資金）は、修学資金の種類ごとにそれぞれ提出してください。

注2) 「就業状況届」を提出すべきときに「在職期間証明書」を提出されると、返還債務免除申請や就業先変更等と紛らわしいので、この場合は、「在職期間証明書」ではなく「就業状況届」を提出してください。

注3) 返還計画書は、本冊子の最終ページの様式により提出してください。

○ 書類提出先、問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県健康福祉部医務課看護係 修学資金担当
電話 027-226-2538

II 手続きについて

基本的な届出

修学資金の貸与を受けた方には、以下の届出を行う義務があります。

義務を怠った場合は、一括での返還を求める場合がありますので、必ず行ってください。

(1) 卒業したとき

- ・「卒業届」(様式第17号)

(2) 免許を取得したとき

- ・「免許取得届」(様式第19号)
- ・「免許証」のコピー又は「登録済証明書」のコピーを必ず添付すること。

(3) 県内の一定施設において看護業務を開始したとき及び廃止したとき

- ・「業務開始・廃止届」(様式第20号)

(4) 卒業後、さらに他種の看護職員を養成する学校養成所へ入学したとき、及びその学校養成所を退学又は卒業したとき

- ・「他種養成施設入学・退学・卒業届」(様式第21号)

(5) 就業しているとき、毎年4月15日までに

- ・「就業状況届」(様式第22号)

※業務開始の翌年から返還債務の免除又は返還の手続きを行うまでの間は毎年4月1日現在の就業状況を毎年4月15日までに届け出ること。

(6) 氏名、本籍、住所、就業先を変更したとき

- ・「氏名・本籍・住所・就業先変更届」(様式第16号)

※就業先を変更した場合は、旧就業先の就業期間を明記した旧就業施設の長の「在職期間証明書」(別記様式)と新就業先の「業務開始届」も併せて提出すること。

(7) 保証人が氏名・住所・職業を変更したとき

- ・「保証人の氏名・住所・職業変更届」(様式第18号)

(8) 保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするとき

- ・「保証人変更願」(様式第4号)

別表3 「看護師等修学資金の主要提出書類一覧」も参照してください。

1 収還債務の免除

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の修学生が一定の要件を満たした場合は、所定の手続きを行うことによって借り受けた修学資金の返還債務が免除されます。この免除には、（1）当然免除と（2）裁量免除の2つの制度があります。

なお、以下に記載する修学資金の「看護職員の業務」は、当該学校養成所卒業以後の看護職員の業務を指します。（当該学校養成所在学中の勤務や看護職員の免許を取得していない（登録されていない）間の勤務は、看護職員の業務には含みません。）

また、業務従事期間の計算は、月数によるものとし、業務の従事を開始した日の属する月から、当該業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入します。

（1）返還債務の全額免除（当然免除）（条例第7条）

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、申請することによって全額の返還債務が免除されます。（申請をしなければ、免除にはなりません。）

ア 当該学校養成所を卒業した日から1年以内に貸与を受けた修学資金の種類に対応する職種の免許を取得し、免許取得後直ちに県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、かつ、当該学校養成所卒業後5年間（看護職員が特に不足していると知事が認める地域（以下「不足地域」という。）においては3年間）継続して看護職員の業務に従事したとき。

※1 卒業時の資格試験に合格しなければ、1年以内に免許を取得することはできません。

また、免許を申請し登録されなければ免許を取得したことにはなりません。

※2 修学資金の業務従事期間の計算起点は、「当該学校養成所卒業以後看護職員の業務を開始したとき」です。その時点からカウントされます。在学中の勤務や免許を取得していない（登録されていない）間の勤務は算入しないで注意してください。

※3 継続して業務に従事しなければなりません。業務に従事していない期間があつたり、県内の別表1に掲げる施設以外の施設において業務に従事している期間があつた場合には、継続して業務に従事したことにはなりません。

ただし、他種の看護職員養成施設への進学（条例第9条第2号）や災害・疾病、その他やむを得ない理由（第10条第3号）により看護職員の業務に従事することができなかつた期間がある場合には、継続しているものとみなします。

（その都度、返還猶予の申請が必要です。）

※4 正規職員でなくても、1週間の労働時間が30時間以上であれば、業務に従事していると認めます。

※5 不足地域内の施設と不足地域外の施設の間で就業先を変更した場合、次のようになります。

（A=不足地域内の施設における業務従事期間 単位：月）

（B=不足地域外の施設における業務従事期間 単位：月）

$$A \times \frac{60}{36} + B \text{ が } 60 \text{ か月 } (= 5 \text{ 年}) \text{ を超えたときに免除}$$

イ アでいう業務従事期間中に、その業務が原因となって死亡し、またはその業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

[提出書類]

- ① 「修学資金返還債務免除申請書」（様式第10号）
- ② 「在職期間証明書」（別記様式）
(在職した期間を就業先の施設長が証明したもの。就業先を変更した場合はすべての就業先の在職期間証明書が必要。)
- ③ イの場合 該当する事実を証するに足りる書類（労災認定の証明書 等）

(2) 返還債務の一部免除（裁量免除）（条例第8条）

業務に従事していない期間があったり、県内の別表1に掲げる施設以外の施設において業務に従事している期間があった場合（業務従事に継続性がない）、または業務従事期間が不足している場合は、当然免除の条件を満たしていないため、返還債務が発生します。

しかし、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、申請することによって履行期の到来していない部分に係る返還債務の一部又は全部が免除されることがあります。（免除されない部分は返還しなければなりません。）

ア 当該学校養成所を卒業後、貸与を受けた修学資金の種類に対応する職種の免許を取得し、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上、県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事したとき。この場合の免除金額は（注意3）の「免除金額算定式」により計算します。

（※業務従事期間の計算起点は、「当該学校養成所卒業以後看護職員の業務を開始したとき」です。在学中の勤務や免許を取得していない（登録されていない）間の勤務は算入しないので注意してください。）

(注意1)

当該学校養成所卒業後の看護職員の業務従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に満たない場合（例えば修学資金の貸与を3年間受けたが業務従事期間が2年間しかない場合）は、一部免除には該当しません。全額返還しなければなりません。

(注意2)

一部免除の対象になるのは、あくまで履行期の到来していない部分に係る返還債務です。すでに履行期の到来している部分については、返還しなければなりません。

(注意 3)

履行期の到来していない部分に係る返還債務のうち、免除になる金額は、次の算定式により計算されます。免除にならなかった分は返還しなければなりません。

下記の式で計算した場合、長期間業務に従事しても免除金額はごく少額にしかならないことがあります。(26か月勤務したからといって26か月分免除になるというようなものではありませんので注意してください。)

[免除金額算定式]

$$\text{裁量免除金額} = a \times \frac{c}{\frac{b \times 5}{2}} = \frac{2 \times a \times c}{5 \times b}$$

a : 貸与金額 (単位: 円)

b : 貸与期間 (単位: 月)

※この期間が24か月に満たないときは、24か月とする。

c : 業務従事期間 (単位: 月)

(不足地域内の施設においては60／36を乗じた期間)

イ 死亡、災害（家財の1/2以上の滅失又は損壊）又は疾病（労働に従事することを著しく阻害する疾病以上の疾病）その他やむを得ない理由がある場合は履行期の到来していない部分に係る返還債務の一部又は全部が免除されることがあります。 *群馬県が申請内容を審査して、やむを得ないと認める場合に限ります。

[提出書類]

- ① 「修学資金返還債務免除申請書」(様式第10号)
- ② 「在職期間証明書」(別記様式)
(在職した期間を就業先の施設長が証明したもの。就業先を変更した場合はすべての就業先の在職期間証明書が必要。)
- ③ 「返還計画書」(様式は、本冊子最終ページによる)
(事前に医務課看護係に連絡し、免除又は返還の試算額を得てから提出することが望ましい。)

*なお、群馬銀行に自分名義の口座を有している場合は、口座振替(引き落とし)による返還が可能です。口座振替を希望される場合は、医務課看護係に連絡し、「口座振替依頼書」用紙を請求し、「口座振替依頼書」が送付されてきたら必要事項を記入・押印し、①②③の書類と併せて提出してください。

- ④ イの場合、該当する事実を証するに足りる書類

2 返還（条例第6条）

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、借り受けた修学資金を返還しなければなりません（該当することとなった日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けていた期間に相当する期間内に月賦均等払いの方法により返還しなければなりません。したがって、月々最低貸与月額と同額以上の額を支払わなければなりません。）。

- ア 当該学校養成所を退学したとき
- イ 当該学校養成所を卒業後、1年以内に当該修学資金の種類に対応する職種の免許を取得しなかったとき（卒業時の資格試験に不合格だったとき）
- ウ 免許取得後直ちに県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事しなかったとき
- エ 修学資金の返還債務の免除を受ける前に、県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事しなくなったとき
- オ 死亡し、又は心身の故障により看護職員の業務に従事することができなくなったとき（修学資金の返還債務の免除に該当する死亡、又は心身の故障を除く）

〔提出書類〕

- ① 「返還計画書」（様式は、本冊子最終ページによる）
(上記のいずれかに該当する返還理由が生じた日から15日以内に提出しなればなりません。)
＊なお、群馬銀行に自分名義の口座を有している場合は、口座振替（引き落とし）による返還が可能です。口座振替を希望される場合は、医務課看護係に連絡して「口座振替依頼書」用紙を請求し、「口座振替依頼書」が送付されてきたら必要事項を記入・押印し、①の書類と併せて提出してください。

〔返還期間〕

返還事由の発生した日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦均等払い、又は一括払いにより返還しなければなりません。
したがって、返還計画書の提出が遅れた場合は、返還期間が短くなり、月賦均等払いの額が高額となる場合があります。

〔返還金支払方法〕

本人から提出された「返還計画書」に対し、群馬県が本人あてに返還計画の承認通知をするとともに、納入通知書を送付しますので、納入通知書を最寄りの群馬県指定金融機関（群馬銀行本・支店等）に持参し、納入してください。

口座振替による返還の場合は、本人あて返還計画の承認を通知し、後日、口座から引き落とします。

返還の途中で、返還方法を変更することもできます。（残額を一括払いするなど）変更を希望する場合は、医務課看護係まで連絡してください。

なお、返還金の納入が滞ると条例による延滞利息（年利10.75%）がかかるほか、貸与者本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押えが行われる場合があります。

※ 返還している途中で、県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務を開始した場合は、申請することによって履行期の到来していない部分に係る返還債務の履行が猶予されることがあります。

ただし、返還事由が生じている期間分については、返還しなければなりません。

(→3 (3) 裁量猶予)

3 返還猶予

2に掲げる事由に該当するため、返還理由が生じているときは、借り受けた修学資金を返還しなければなりませんが、次に掲げる事由に該当する場合には、申請することによって返還債務の履行が猶予されることがあります。

この返還猶予には、当然猶予と裁量猶予の2種類があります。

(1) 当然猶予（条例第9条第2号）

修学資金の貸与を受けた学校養成所を卒業後、さらに他種の看護職員を養成する学校養成所へ進学した場合は、申請することによって返還債務の履行が猶予されます。

※1 すでに履行期が到来している部分があれば、その部分は卒業後返還しなければなりません。

※2 他種の看護職員を養成する学校養成所以外の学校等に進学する場合は猶予は認められません。（返還しなければなりません。）

※3 全日制の学校養成所に進学した場合は、当然猶予の申請をすること。（在学中は返還を猶予し、猶予期間終了後業務を開始したとみなします。）

〔提出書類〕

- ① 「修学資金返還猶予申請書」（様式第14号）
- ② 「他種養成施設入学届」（様式第21号）
- ③ 「在学証明書」（入学後1か月以上経過している場合は提出すること。）

(2) 裁量猶予（やむを得ない理由があるとき）（条例第10条第3号）

災害、疾病その他やむを得ない理由（＊）がある場合は、申請することによって履行期の到来していない部分に係る返還債務の履行が猶予されることがあります。

* 群馬県が申請内容を審査して、やむを得ないと認める場合に限ります。
例として、出産、育児、求職中などがあります。

※1 すでに履行期が到来している部分があれば、その部分は返還しなくてはなりません。

※2 当該学校養成所を卒業し、貸与を受けた修学資金の種類に該当する免許を取得しており、県内で看護職員の業務を再開する見込みのある場合（原則として群馬県内又は県境に居住していること）に限ります。

※3 猶予期間終了後、免除対象施設に就業していない場合は返還しなくてはなりません。

[提出書類]

- ① 「修学資金返還猶予申請書」（様式第14号）
- ② 該当する事実を証するに足りる書類

※①疾病の場合

- ・猶予期間 診断書の内容により審査します。
- ・添付書類 医師の診断書

<退職した場合>

※②-1 出産の場合

- ・猶予期間 妊娠中及び出産予定日の1か月後の属する月まで
- ・添付書類 医師の診断書（出産予定日の記入されたもの）

※②-2 育児の場合

- ・猶予期間 子の満1歳の誕生日の属する月まで
- ・添付書類 子の戸籍抄本、世帯全員の住民票

<在職している場合>

※③育児休業取得の場合

- ・猶予期間 当該育児休業の開始する日の属する月の翌月（月の初めから取得する場合は、その月）から当該育児休業の終了する日の属する月の前月（月末まで取得している場合は、その月）まで
- ・添付書類 子の戸籍抄本、世帯全員の住民票、育児休業承認書の写し

* 看護職員として在職している期間中、出産による産前産後休暇の期間があるときは、当該期間については、業務に従事しているものとみなします。

* 育児休業期間については、業務に従事していないものとするため、返還の猶予を受けなければなりません。

※④求職中の場合

- ・猶予期間 原則として、退職日の6か月後の日の属する月まで
- ・添付書類 公共職業安定所における求職申込書の控え、「ハローワークカード」の写し、医療機関等が発行した面接通知、採用通知の写し など

(3) 裁量猶予（業務に従事しているとき）（条例第10条第1号）

次の場合は、申請することによって履行期の到来していない部分に係る返還債務の履行が猶予されることがあります。

ア 返還している途中で、貸与を受けた修学資金に対応する職種の免許を取得し、免許取得後県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているとき。

→猶予を受けた後に、1 (2) アまたはイに記載する条件を満たすことができれば、履行期の到来しない部分に係る返還債務の一部又は全部が裁量免除される場合があります。

※1 履行期が到来している部分（返還理由が生じていた期間に相当する部分）は返還しなくてはなりません。（返還の開始が遅れた場合、遅れた部分については履行期が到来しているため猶予を申請した後も返還することになります。）

※2 この場合、全額免除ではなく裁量免除となるため、1 (2) アの（注意3）の【免除金額算定式】（9ページ）により免除金額を計算します。よって、履行期の到来しない部分に係る返還債務（猶予を受けた金額）の全部が免除になるためには、当然免除の場合より長期間看護職員の業務に従事しなければならない場合があります。

イ 3 (1) 又は3 (2) の猶予を受けた後において、県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているとき。

〔提出書類〕

- ① 「修学資金返還猶予申請書」（様式第14号）
- ② 「業務開始届」（様式第20号）
- ③ 「免許取得届」（様式第19号）免許証のコピーを添付（卒業後、提出していない場合は提出すること。）

※1 進学先を卒業した場合、「業務開始届」（様式第20号）と「他種養成施設退学・卒業届」（様式第21号）を提出してください。

※2 育児休業からの復職の場合、「業務開始届」（様式第20号）を提出してください。

4 2種類以上の修学資金の貸与を受けた場合について

(1) 届出・手続きについて

届出・手続き書類はそれぞれの修学資金につき各一部ずつ提出する必要があります。

2種類以上の（2箇所以上の学校で）修学資金の貸与を受けた場合とは、例えば准看護師修学資金と看護師修学資金の貸与を受けた場合などが該当しますが、卒業後の届出・手続き書類（就業状況届、氏名・本籍・住所・就業先変更届、在職期間証明書、免除申請書、返還計画書など）は、それぞれの修学資金ごとに、別々に、1部ずつ提出してください。

（修学資金の免除や返還はそれぞれの修学資金ごとに判断するためです。それぞれの修学資金が同時に免除になるというケースもありますが、免除の時期がずれたり、一方の修学資金は免除になるがもう一方の修学資金は返還になるといったようなケースがあります。）

(2) 当然免除又は裁量免除となる場合の業務従事期間の扱いについて

2種類以上の修学資金の貸与を受けた者について各修学資金の免除要件にあたる業務従事期間の全部又は一部が重複する場合においては、その重複する部分もそのまま各修学資金の免除要件の業務従事期間に算入します。

例えば、准看護師修学資金の貸与を受けた者が、卒業後引き続き看護師学校養成所に入学し他種養成施設進学のための返還猶予を受け、看護師修学資金の貸与を受けた場合においては、看護師学校養成所卒業後1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに県内の別表1に掲げる施設において業務に従事し、かつ、引き続き業務を継続していたとすれば、その業務従事期間が5年に達した時点において准看護師及び看護師の両修学資金の返還債務が同時に免除されます。

(3) 返還となる場合について

例えば、准看護師修学資金の貸与を受けた者が、卒業後引き続き看護師学校養成所に入学し他種養成施設進学のための返還猶予を受け、看護師修学資金の貸与を受けた場合、看護師学校養成所卒業後、直ちに県内の別表1に掲げる施設において業務に従事しないなど返還の理由が生じたときは、准看護師及び看護師の両修学資金を返還しなければなりません。（それぞれの修学資金を、返還理由に該当することとなった日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けていた期間に相当する期間内に返還しなければなりません。ただし、貸与期間が異なる場合、長い方に合わせることができます。）

例1 准看護師2年 + 看護師3年 の場合 → 3年以内に返還

$$504,000円 + 1,296,000円 = 1,800,000円$$

$$1,800,000円 \div 36回 = \text{月} 50,000円 \text{ずつ返還}$$

例2 准看護師2年 + 看護師2年 の場合 → 2年以内に返還

$$504,000円 + 864,000円 = 1,368,000円$$

$$1,368,000円 \div 24回 = \text{月} 57,000円 \text{ずつ返還}$$

例3 准看護師2年 + 看護師1年 の場合 → 2年以内に返還

$$504,000円 + 432,000円 = 936,000円$$

$$936,000円 \div 24回 = \text{月} 39,000円 \text{ずつ返還}$$

都合により返還期間を延長したい場合は認めますが、遅れた分の延滞利息（年利10.75%）を支払わなければなりません。

返還している途中で、県内の別表1に掲げる施設において看護職員の業務を開始するなどにより返還の猶予を受ける場合であっても、履行期の到来している部分（返還理由が生じていた期間に相当する部分）については、返還しなくてはなりません。

前ページ例3で、月39,000円ずつ返還し、12か月返還した時に、業務開始のための返還の猶予を受ける場合

- ・返還済みの金額

$$39,000\text{円} \times 12\text{回} = 468,000\text{円} - ①$$

- ・履行期の到来している部分（返還すべき金額）

准看護師 21,000円×12回=252,000円

看護師 36,000円×12回=432,000円

$$252,000\text{円} + 432,000\text{円} = 684,000\text{円} - ②$$

①-② 216,000円不足しているので、この分は返還する。

提出書類その他不明の点は、群馬県健康福祉部医務課看護係まで直接お問い合わせください。

条例・施行規則

- 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例

————— 17頁

- 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則

————— 20頁

注) 令和2年4月1日施行の条例・規則を掲載しています。

令和元年度に貸与を受けた方の返還方法については、平成30年4月1日施行の規則に基づいて手続きを行ってください。

平成30年4月1日施行の規則は以下ホームページに掲載されているので参照してください。

群馬県トップページ>健康・福祉>医療・保健>医師・看護師・医療従事者>看護師 >看護師等修学資金貸与制度

U R L : <https://www.pref.gunma.jp/02/d1010003.html>



群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例

(昭和37年条例第41号)

(目的)

第一条 この条例は、県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」と総称する。）を養成する学校又は養成所（次条第三号に規定する看護師養成施設（修業年限が二年の通信制の課程に限る。）以外のものにあつては、県内のものに限る。以下「養成施設」と総称する。）に在学する者及び看護に関する専門知識を修得するため大学院の修士課程に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することを目的とする。

(修学資金)

第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した保健師養成所（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号。以下「第四次一括法」という。）附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる第四次一括法第十五条の規定による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第二号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた保健師養成所を含む。）（以下「保健師養成施設」という。）に在学している者
- 二 法第二十条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した助産師養成所（第四次一括法附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる旧法第二十条第二号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた助産師養成所を含む。）（以下「助産師養成施設」という。）に在学している者
- 三 法第二十一条第一号若しくは第二号の規定により、文部科学大臣が指定した大学若しくは学校又は同条第三号の規定により、知事が指定した看護師養成所（第四次一括法附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる旧法第二十一条第三号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成所を含む。）（以下「看護師養成施設」という。）に在学している者（県外の看護師養成施設であつて、修業年限が二年の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有している者又は県内において看護職員の業務に従事している者に限る。）
- 四 法第二十二条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」という。）に在学している者
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に係る修士課程に在学している者であつて看護師の免許を取得しているもの

(修学資金の額)

第三条 修学資金は、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める金額を貸与する。

- 一 保健師養成施設、助産師養成施設又は看護師養成施設に在学している者（次号に該当する者を除く。）
 - イ 国立又は公立のもの（独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人が設置するものを含む。以下同じ。）月額 三万二千円
 - ロ 私立のもの 月額 三万六千円
- 二 看護師養成施設（修業年限が二年の通信制の課程に限る。）に在学している者 月額 二万千円
- 三 准看護師養成施設に在学している者
 - イ 国立又は公立のもの 月額 一万五千円
 - ロ 私立のもの 月額 二万千円
- 四 大学院の修士課程に在学している者 月額 八万三千円

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担しなければならない。

(契約の解除等)

第五条 知事は、第二条の規定による契約の相手方（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除する。

- 一 退学したとき。
 - 二 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 三 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 四 死亡したとき。
 - 五 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

（返還）

第六条 修学資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に返還しなければならない。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者 養成施設を卒業した日（前条第一項の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（同条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第九条又は第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）
- 二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者 修士課程を修了した日（前条第一項の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して十年（同条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつたときは当該貸与されなかつた期間を除き、第九条又は第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは当該猶予された期間を加える。）

（返還の債務の当然免除）

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除する。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後直ちに規則で定める施設又は町村（以下「第一号施設等」という。）において看護職員の業務に従事（看護職員の免許を有する者が、期間の定めのある労働契約で労働時間が休憩時間を除き一週間にについて三十時間以上であるもの又は期間の定めのない労働契約に基づいて（地方公共団体の職員として任用される場合にあつては、任期を定めて任用される職員のうち勤務時間が休憩時間を除き一週間にについて三十時間以上であるもの又は任期を定めないで任用される職員として）看護職員の業務に従事することをいう。以下同じ。）し、かつ、当該養成施設卒業後五年間（看護職員が特に不足していると知事が認める地域にあつては、三年間）継続して看護職員の業務に従事したとき。この場合において、第九条第二号又は第十条第三号に掲げる理由により看護職員の業務に従事することができなかつた期間がある場合には、看護職員の業務従事の継続性を中断しないものとする。
- 二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者が、大学院の修士課程を修了した日から一年以内に県内の市町村又は規則で定める施設（以下これらを「第二号施設等」という。）において、看護職員の業務に従事し、かつ、当該大学院修士課程修了後五年間継続して看護職員の業務に従事したとき。この場合において、第九条第二号又は第十条第三号に掲げる理由により看護職員の業務に従事することができなかつた期間がある場合には、看護職員の業務従事の継続性を中断しないものとする。
- 三 前二号に規定する業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなつたとき。

（返還の債務の裁量免除）

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、規則で定める期間第一号施設等において看護職員の業務に従事したとき。
- 二 死亡、規則で定める程度以上の災害又は疾病その他やむを得ない理由があるとき。

（返還の当然猶予）

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予する。

一 契約を解除された後引き続き当該養成施設又は当該大学院の修士課程に在学しているとき。

二 当該養成施設を卒業後さらに他種の看護職員を養成する施設又は当該大学院の修士課程を修了後さらに看護に関する専門知識を修得するため大学院の博士課程において修学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、履行期が到来していない部分に係る修学資金の返還の債務を猶予することができる。

一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、第一号施設等において看護職員の業務に従事しているとき。

二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者が、第二号施設等において看護職員の業務に従事しているとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利息)

第十一條 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を払わなければならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第十四号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年度以前の入学生で、同年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けたものに係る当該修学資金の返還の債務の免除については、改正後の条例第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月十八日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第六条第一号への規定は平成十八年十月一日から、改正後の同号リ及びヌの規定は同年四月一日から適用する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第九号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の規定は、この条例の施行の日以後に履行期が到来する保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の返還の債務について適用し、同日前に履行期が到来した修学資金の返還の債務については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十四号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十月十八日条例第八号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則

(昭和37年規則第65号)

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第二条 条例第二条第一号から第四号までの規定により保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類（前年度に修学資金を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、第四号に掲げる書類）を添えて、知事に申請しなければならない。

一 戸籍抄本

二 個人情報の収集及び利用に関する同意書

三 身上調書

四 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦書

五 条例第四条に規定する保証人（以下「保証人」という。）の住民票の写し

六 保証人の印鑑登録証明書

2 条例第二条第五号の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類（前年度に修学資金を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、第四号に掲げる書類）を添えて、知事に申請しなければならない。

一 戸籍抄本

二 個人情報の収集及び利用に関する同意書

三 身上調書

四 学長の推薦書

五 在学証明書

六 看護師免許証の写し

七 保証人の住民票の写し

八 保証人の印鑑登録証明書

(保証人)

第三条 保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一 独立の生計を営む者であること。

二 未成年者又は学生でないこと。

三 破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でないこと。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が、未成年者であるときは、保証人のうち一人は、法定代理人でなければならない。

3 条例第二条の規定による契約の相手方（以下「修学生」という。）及び修学資金の貸与を受けた者は、保証人が死亡したとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を選任し、保証人変更願に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出してその承認を得なければならない。

一 新たな保証人の住民票の写し

二 新たな保証人の印鑑登録証明書

(貸与の決定)

第四条 知事は、第二条の申請書等を審査し、修学資金の貸与を決定したときは、修学資金貸与契約通知書により申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第五条 修学生は、前条の通知を受けたときは、知事の指定する期日までに修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金借用証書が提出されたときは、修学生に対し修学資金を貸与する。

2 修学資金は、六月分を一括して貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(修学資金の貸与の辞退)

第七条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願を知事に提出しなければならない。

(契約解除の通知)

第八条 知事は、条例第五条第一項の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書により修学生又はその保証人に通知する。

(返還)

第九条 条例第六条に規定する返還は、一括払又は月賦均等払の方法により行うものとする。ただし、月賦均等払により返還する場合においては、繰り上げて返還することを妨げない。

2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更願を知事に提出してその承認を得なければならない。

(一時返還)

第九条の二 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の貸与を受けた者に対し、修学資金の全額を一時に返還させることができる。

一 偽りの書類を提出したとき。

二 条例第六条の規定による修学資金の返還を怠ったとき。

三 第十六条第二項第一号に規定する住所変更の届出を怠ったとき。

四 条例第十条第一号又は第二号の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている場合において、第十六条第三項に規定する就業状況の届出を怠ったとき。

(債務の当然免除の申請)

第十条 条例第七条の規定による債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書に同条各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務の当然免除の通知)

第十条の二 知事は、前条の申請書等を審査し、債務の免除を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書により申請者に通知する。

(第一号施設等及び第二号施設)

第十二条 条例第七条第一号に規定する規則で定める施設又は町村（以下「第一号施設等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであつて、県内に存するもの（第七号に掲げる施設にあつては、県外に存するものを含む。）とする。

一 修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事（条例第七条第一号に規定する看護職員の業務に従事することをいう。以下同じ。）した時点において医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定により許可を受けた病床数が二百未満の病院

二 修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事した時点において医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院

三 国立ハンセン病療養所

四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所（以下「診療所」という。）

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設

六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

七 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号に規定する施設

八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）

九 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）

十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）

十一 訪問看護事業所（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第四項に規定する訪問看護の事業を行う事業所（同法第四十一条第一項本文の指定を受けているものに限る。）をいう。以下同じ。）

十二 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）

2 条例第七条第二号に規定する規則で定める施設（以下「第二号施設」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 医療法第一条の五第一項に規定する病院

二 診療所

三 介護老人福祉施設

四 介護老人保健施設

- 五 介護医療院
- 六 訪問看護事業所
- 七 保健所

(債務の裁量免除)

第十二条 条例第八条第一号に掲げる期間は、修学資金の貸与を受けた期間（条例第五条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間以上の期間とする。

- 2 修学資金の裁量免除の額は、債務の額に第一号施設等において看護職員の業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が二年に満たないときは、二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額とする。
- 3 条例第八条第二号に規定する規則で定める程度以上の災害又は疾病は、家財の二分の一以上が滅失し、若しくは損壊した災害又は労働に従事することを著しく阻害する疾病以上の疾病でその都度知事が適當と認めたものとする。

(免除申請書等の準用)

第十三条 条例第八条の規定による債務の裁量免除については、第十条及び第十条の二の規定を準用する。この場合において、第十条中「第七条」とあるのは「第八条」と、「当然免除」とあるのは「裁量免除」と読み替えるものとする。

(返還猶予の申請)

第十四条 条例第九条又は第十条第三号の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に条例第九条各号又は第十条第三号のいずれかに該当する事實を証するに足りる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第十六条第二項第三号の規定による業務従事の届出又は同条第三項の規定による就業状況の届出をもつて、当該届出をした修学資金の貸与を受けた者について条例第十条第一号又は第二号の規定により返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

(返還猶予の通知)

第十五条 知事は、前条第一項の申請書等を審査し、債務の履行の猶予を決定したときは、修学資金返還猶予決定通知書により申請者に通知する。

(届出)

第十六条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
 - 二 退学し、休学し、若しくは停学したとき若しくはこれらの処分を受けたとき又は復学したとき若しくは卒業したとき若しくは修了したとき。
 - 三 保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 前項第一号又は第三号に該当したとき。
 - 二 看護職員の免許を取得したとき。
 - 三 第一号施設等又は第二号施設若しくは市町村（以下「第二号施設等」という。）において業務に従事したとき、就業先を変更したとき又は業務に従事しなくなつたとき。
 - 四 養成施設を卒業した後、更に他種の養成施設に入学し、その養成施設を退学し、又は卒業したとき。
 - 五 大学院の修士課程を修了した後、更に看護に関する専門知識を修得するため大学院の博士課程に進学し、その大学院の博士課程を退学し、又は修了したとき。
 - 3 修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月一日現在の就業状況を同月の十五日までに知事に届け出なければならない。
 - 4 保証人は、保証に係る修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(業務の従事期間の計算)

第十七条 条例第七条第一号及び第二号並びに第八条第一号に規定する業務への従事期間の計算は、月数によるものとし、第一号施設等又は第二号施設等において業務への従事を開始した日の属する月から当該業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入する。この場合において、業務に従事しなくなつた日の属する月に再び第一号施設等又は第二号施設等において業務への従事を開始したときは、その月は一月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

- 2 条例第七条第一号に規定する看護職員が特に不足していると知事が認める地域にある第一号施設等において業務に従事した期間がある場合は、前項の規定の例により計

算して得た月数に三十六分の六十を乗じて得た月数を当該従事期間とする。この場合において、当該月数に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請書等の様式)

第十八条 次の表の中欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該上欄に掲げるとおりとし、当該下欄に掲げる条項に該当する場合に用いるものとする。

様式番号	申請書等の種類	根拠条項
別記様式第一号	養成施設修学資金貸与申請書	第二条第一項
別記様式第一号の二	大学院修士課程修学資金貸与申請書	第二条第二項
別記様式第二号	個人情報の収集及び利用に関する同意書	第二条第一項第二号 第二条第二項第二号
別記様式第三号	身上調書（養成施設修学資金貸与申請用）	第二条第一項第三号
別記様式第三号の二	身上調書（大学院修士課程修学資金貸与申請用）	第二条第二項第三号
別記様式第四号	保証人変更願	第三条第三項
別記様式第五号	修学資金貸与契約通知書	第四条
別記様式第六号	削除	
別記様式第七号	修学資金借用証書	第五条
別記様式第八号	修学資金貸与辞退願	第七条
別記様式第九号	修学資金貸与契約解除通知書	第八条
別記様式第十号	修学資金返還債務免除申請書	第十条 第十三条
別記様式第十一号	修学資金返還債務免除決定通知書	第十条の二 第十三条
別記様式第十二号	削除	
別記様式第十三号	返還方法変更願	第九条第二項
別記様式第十四号	修学資金返還猶予申請書	第十四条第一項
別記様式第十五号	修学資金返還猶予決定通知書	第十五条
別記様式第十六号	氏名・本籍・住所・就業先変更届	第十六条第一項第一号 第十六条第二項一号 第十六条第二項第三号
別記様式第十七号	退学・休学・停学・復学・卒業／修了届	第十六条第一項第二号
別記様式第十八号	保証人の氏名・住所・職業変更届	第十六条第一項第三号 第十六条第二項第一号
別記様式第十九号	免許取得届	第十六条第二項第二号
別記様式第二十号	業務開始・廃止届	第十六条第二項第三号
別記様式第二十一号	他種養成施設入学・退学・卒業及び大学院博士課程進学・退学・修了届	第十六条第二項第四号 第十六条第二項第五号
別記様式第二十二号	就業状況届	第十六条第三項
別記様式第二十三号	死亡届	第十六条第四項

附 則（平成十八年三月三十一日規則第三十六号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十七年度以前の入学生で、同年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けたものに係る従事期間の計算については、改正後の第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日規則第十九号）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和元年十月十八日規則第二十一号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正規定（「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。
- 3 令和元年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者に係る当該修学資金の返還については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

届出・申請様式

- 以下に添付してある届出申請様式は複写（コピー）してご使用ください。
- 代表的な様式のみ添付しておりますので、ここに添付されていない様式が必要となった場合は、群馬県健康福祉部医務課看護係あてご連絡ください。
- 次のページに記入例がありますので、参考にしてください。

【届出用紙記入例】

当然免除(全額免除)の場合】

別記様式第10号（規格A4）（第10条、第13条関係）

修学資金返還債務免除申請書

令和×年 4月 1日

群馬県知事 あて

次のとおり修学資金の返還を免除してください。

免除申請金額	1,296,000 円
借用金額	1,296,000 円
過去に免除を受けた額	0 円
過去に返還済の額	0 円
貸与期間	平成××年 4月から ××年 3月まで
申請の理由	5年間県内の診療所において継続して勤務したため
添付書類	在職期間証明書

決定番号	第 ××××× 号	第 ××××× 号
	第 ××××× 号	第 号
氏名	桐生 紗子 印	
住所	〒×××-×××× ××市××町××× ××コホ 203号室	
電話番号	××××-××-××××	
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	×××看護学院 (在学中・ 年 月退学・ ××年 3月卒業/修了)	
保証人	氏名	桐生 忠 印
	住所	〒×××-×××× ××市××町××× ××コホ 203号室
保証人	電話番号	××××-××-××××
保証人	氏名	利根 浩志 印
	住所	〒×××-×××× ××村大字×× ××××
	電話番号	××××-××-××××

【届出用紙記入例】

全額返還の場合】

令和元年度以前から貸与を受けた方のみ使用

返還計画書

令和×年 4月 1日

群馬県知事 あて

次のとおり修学資金を返還します。

返還金額(返還未済額)	504,000 円
借用金額	504,000 円
貸与期間	平成××年 4月から ××年 3月まで
過去に免除を受けた額	0 円
過去に返還済の額	0 円
返還の理由	200床以上の病院に就職したため
返還発生の年月日	平成××年 4月 1日
返還方法	月賦均等償還金 21,000円×24回・一括

決定番号	第 ××××× 号	第 ××××× 号
	第 号	第 号
氏名	敷島 花江 印	
住所	〒×××-×××× ××市××町××× ××莊 206号室	
電話番号	××××-××-××××	
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	×××准看護学校 (在学中・ 年 月退学・ ××年 3月卒業/修了)	
連帯保証人	氏名	敷島 園子 印
	住所	〒×××-×××× ××村大字×× ××-×××
連帯保証人	電話番号	××××-××-××××
連帯保証人	氏名	広瀬 太郎 印
	住所	〒×××-×××× ××町大字×× ×××
	電話番号	××××-××-××××

【届出用紙記入例 他種養成施設に進学し、返還猶予を申請する場合】

別記様式第14号（規格A4）（第14条関係）

修学資金返還猶予申請書

令和×年 4月 7日

群馬県知事

あて

次のとおり修学資金の返還債務の履行を猶予してください。

借用金額	1, 296, 000 円	
申請の理由	××助産師学校進学のため	
猶予の期間	令和×年 4月から ××年 3月まで	
添付書類		

決定番号	第 ××××× 号	第 ××××× 号
	第 ××××× 号	第 号
氏名	群馬 花子 印	
住所	〒×××-×××× ××市××町 レイクランド大手町×××号	
電話番号	×××-×××-××××	
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	×××高等看護学院 (在学中・ 年 月退学・ ××年 3月卒業/修了)	
保証人	氏名	群馬 太郎 印
	住所	〒×××-×××× ××村大字×× ××××
電話番号	××××-×××-××××	
保証人	氏名	前橋 一郎 印
	住所	〒×××-×××× ××市××町 ××-×××
電話番号	×××-×××-××××	

別記様式第21号（規格A4）（第16条関係）

他種養成施設入学・退学・卒業 届
大学院博士課程進学・退学・修了

令和×年 4月 7日

群馬県知事

あて

次のとおり入学/進学・退学・卒業/修了しました。

氏名	群馬 花子	
養成施設	所在地	東京都×××区××× ×-×-×
	名称	×××助産師学校
入学/進学 退学 卒業/修了	年月日	令和×年 4月 5日

上記のとおり相違ありません。

令和×年 4月 7日

養成施設の長 ××助産師学校長
又は 東京 太郎
学長

印

※以下は修学生本人が記入してください。

決定番号	第 ××××× 号	第 ××××× 号
	第 ××××× 号	第 号
借用金額	1, 296, 000 円	
貸与期間	令和×年 4月から ××年 3月まで	
氏名	群馬 花子	
住所	〒×××-×××× ××市××町 レイクランド大手町×××号	
電話番号	×××-×××-××××	

保 証 人 変 更 願

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり保証人の変更を承認してください。承認の上は、新保証人は、本人と連帶して修学資金の返還の債務を負担します。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		印
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	

新 保 証 人	ふ り が な 氏 名		印
	生 年 月 日		
	本人との関係		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		
	職 業		
旧 保 証 人	氏 名		印
	住 所	〒	
	電 話 番 号		
変 更 の 理 由			

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり修学資金の返還を免除してください。

免除申請金額	円		
借用金額	円		
過去に免除を受けた額	円		
過去に返還済の額	円		
貸与期間	年 月から 年 月まで		
申請の理由			
添付書類			

決定番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名	印	
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保証人 氏 名	印	
保証人 住 所	〒	
保証人 電 話 番 号		
保証人 氏 名	印	
保証人 住 所	〒	
保証人 電 話 番 号		

返還方法変更願

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり変更してください。

返還金額（返還未済額）	円
借用金額	円
過去に免除を受けた額	円
過去に返還済の額	円
旧 返還方法	月賦均等償還金 円ずつ・一括
	返還年月日 年 月から 年 月まで
新 返還方法	月賦均等償還金 円ずつ・一括
	返還年月日 年 月から 年 月まで

決定番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏名		印
住所	〒	
電話番号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保証人 氏名		印
保証人 住所	〒	
保証人 電話番号		
保証人 氏名		印
保証人 住所	〒	
保証人 電話番号		

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり修学資金の返還債務の履行を猶予してください。

借用金額	円	
申請の理由		
猶予の期間	年 月から	年 月まで
添付書類		

決定番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名	印	
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保証人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	
保証人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	

氏名・本籍・住所・就業先変更届

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり変更しました。

新	氏 名			
	本 籍			
	住 所		〒	
	就業先	所 在 地		
		名 称		
旧	氏 名			
	本 籍			
	住 所			
	就業先	所 在 地		
		名 称		
変 更 の 理 由				
変 更 年 月 日				
添 付 書 類				

注1 変更箇所のみ記入すること。

2 添付書類は、就業先を変更したときに、旧就業先の就業期間を明記した旧就業施設の長の証明書を添付するものとする。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修 学 資 金 貸 与 時 の 養 成 施 設 又 は 大 学 院 名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	

保証人の氏名・住所・職業変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり変更しました。

- ・保証人について変更箇所のみ記入

新	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	職 業	
旧	氏 名	
	住 所	
	職 業	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修 学 資 金 貸 与 時 の 養 成 施 設 又 は 大 学 院 名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	

免 許 取 得 届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり免許を取得しました。

免 許 の 種 類	{保健師・助産師・看護師・准看護師} 免許
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 都 道 府 県 名 (准看護師の場合は記入のこと。)	
備 考	
添 付 書 類	免許証の写し又は登録済証明書の写し

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修 学 資 金 貸 与 時 の 養 成 施 設 又 は 大 学 院 名	(年 月 卒業・修了)	

業務開始・廃止届

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり業務の従事を開始・廃止しました。

氏名		
業務内容		{保健師・助産師・看護師・准看護師} の業務
業務 開 始 廃 止	年 月 日	年 月 日
就業先	所在地	
	名称（施設名）	
	雇用・任用期間	定めなし・定めあり（週30時間以上）
廃止の理由		

注 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設の長

印

※以下は修学生本人が記入してください。

決定期番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏名		
住所	〒	
電話番号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(年 月 卒業・修了)	

他種養成施設入学・退学・卒業届
大学院博士課程進学・退学・修了

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり入学／進学・退学・卒業／修了しました。

氏名		
養成施設院名	所在地	
	名称	
入学／進学 退学 卒業／修了	年月日	
	年月日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設の長
又は
学長

印

以下は修学生本人が記入してください。

決定番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
借用金額		
貸与期間		
氏名		
住所	〒	
電話番号		

就業状況届

年月日

群馬県知事

あて

年月日現在、次のとおり就業しています。

氏名		
就業先	所在地	
	名称(施設名)	
業務内容		{保健師・助産師・看護師・准看護師}の業務
雇用・任用期間		定めなし・定めあり(週30時間以上)
就業開始年月日		年月日
備考		

注1 毎年4月15日までに提出してください。就業状況届が提出されない場合、修学資金全額の返還を求める場合があります。

2 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。

上記のとおり相違ありません。

年月日

就業施設の長

印

以下は修学生本人が記入してください。

決定番号	第号	第号
	第号	第号
氏名		
住所	〒	
電話番号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(年月卒業/修了)	

別記様式

在職期間証明書

氏名
生年月日 年 月 日 生

上記の者は、看護職員として、 年 月 日から 年 月 日まで
当 に正規職員 非正規職員（週30時間労働以上）として
※1 ※2

在職している（いた）ことを証明します。

なお、上記在職期間中には次のとおり育児等による休業期間があります。※3

（ 年 月 日）から（ 年 月 日）まで（出産日 年 月 日）
（ 年 月 日）から（ 年 月 日）まで（出産日 年 月 日）

年 月 日

就業施設 名称
所在地
施設長

印

※1 在職施設名を記入してください。（例）○○病院 ○○クリニック

※2 就業形態については、いずれかに○をつけてください。

※3 在職期間中に該当がある場合は、記入してください。

※4 以下は申請者本人が記入してください。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		

返還計画書

年月日

群馬県知事

あて

次のとおり修学資金を返還します。

返還金額（返還未済額）	円	
借用金額	円	
貸与期間	年 月から	年 月まで
過去に免除を受けた額	円	
過去に返還済の額	円	
返還の理由		
返還発生の年月日	年 月 日	
返還方法	月賦均等償還金	円ずつ・一括

決定番号	第	号	第	号
	第	号	第	号
氏名				印
住所	〒			
電話番号				
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)			
連帯保証人	氏名			印
	住所	〒		
	電話番号			
連帯保証人	氏名			印
	住所	〒		
	電話番号			

修学資金に関する
問い合わせ先
届出書類の提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県健康福祉部医務課看護係 修学資金担当

電話 027(226)2538